

## 第三者割当増資による新株式発行等に関するお知らせ

(株)ミレニアムリテイリング及び(株)西武百貨店の両社は、本日開催された取締役会において、第三者割当増資による新株式の発行等に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

## 1. 資本政策の主旨

- ・ 今回の新株式発行は、2004年4月16日に野村プリンシパル・ファイナンス(株)と(株)みずほコーポレート及び弊社間で締結したミレニアムリテイリンググループの資本政策に関する基本合意書に基づき実施されるものです。
- ・ 今般の資本増強により、(株)ミレニアムリテイリングの過少資本の解消と(株)西武百貨店の財務改善が一気に完了致します。
- ・ 今後はグループ再編に向けて、2004年9月1日に株式交換により(株)西武百貨店を(株)ミレニアムリテイリングの完全子会社とする予定です。また、野村プリンシパル・ファイナンス(株)の二次増資は2005年1月末を目処に行われる予定です。
- ・ この一連の資本政策により、04年度中にグループの経営基盤の整備並びに財務基盤の整備が完了し、また、戦略的投資資金が確保されることにより、更なる企業価値向上に向けてグループ戦略の加速を行ってまいります。

## 2. 資本政策の概要

## 〔ミレニアムリテイリング 第三者割当による新普通株式の発行要領〕

発行新株式数 : 普通株式 30,000,000 株

発行価額 : 1株につき 1,000 円

発行価額の総額 : 30,000 百万円

払込期日 : 2004年7月1日

## 割当先及び株式数

・ 野村プリンシパル・ファイナンス(株)	: 20,000,000 株
・ (株)オンワード樫山	: 2,500,000 株
・ D B J 事業再生投資事業組合	: 2,300,000 株
・ 伊藤忠商事(株)	: 2,000,000 株
・ 西武鉄道(株)	: 1,000,000 株
・ (株)クレディセゾン	: 1,000,000 株
・ みずほキャピタル(株)	: 500,000 株
・ みずほキャピタル外第1号投資事業有限責任組合	: 500,000 株
・ (株)エヌ・ティ・ティ・データ	: 200,000 株

## 〔ミレニアムリテイリング 現物出資を伴う第三者割当による新普通株式の発行要領〕

発行新株式数 : 普通株式 9,772,000 株

発行価額 : 1株につき 1,000 円

発行価額の総額 : 9,772 百万円

受入期日 : 2004年7月1日

現物出資の対象 : 有価証券 (株)西武百貨店優先株式 9,772,000 株

割当先及び株式数 : (株)クレディセゾン 9,772,000 株

〔ミレニアムリテイリング 新株予約権の発行要領〕

新株予約権名称 : (株)ミレニアムリテイリング新株予約権  
 発行総数 : 30,000,000 個  
 発行日 : 2004年7月1日  
 引受予定者及び引受数 : 野村プリンシパル・ファイナンス(株) 30,000,000 個  
 新株予約権の目的たる株式の種類及び株数  
     ・(株)ミレニアムリテイリング普通株式 30,000,000 株  
 行使価格 : 1個につき 1,000 円  
 新株予約権行使による株式発行総額 : 30,000 百万円  
 払込予定日 : 2005年1月末

〔西武百貨店 第三者割当による新普通株式の発行要領〕

発行新株式数 : 普通株式 75,000,000 株  
 発行価額 : 1株につき 200 円  
 発行価額の総額 : 15,000 百万円  
 払込期日 : 2004年7月2日  
 割当先及び株式数 : (株)ミレニアムリテイリング 75,000,000 株

〔西武百貨店 第三者割当による新優先株式の発行要領〕

発行新株式数 : 優先株式 40,000,000 株  
 発行価額 : 1株につき 1,000 円  
 発行価額の総額 : 40,000 百万円  
 払込期日 : 2004年7月1日  
 割当先及び株式数 : (株)みずほコーポレート 40,000,000 株

<ご参考：資本政策による発行済普通株式数と資本金の変化>

		ミレニアムリテイリング	西武百貨店
増資前	発行済普通株式数	200,000 株	57,359,384 株
	資本金	55 百万円	10,348 百万円
今回 増資後	発行済普通株式数	39,972,000 株	132,359,384 株
	資本金	19,941 百万円	37,848 百万円

ミレニアムリテイリングの新株予約権を除く

産業活力再生特別措置法の認定取得

- ・ (株)ミレニアムリテイリングと(株)西武百貨店の両社は、経済産業省に対し「産業活力再生特別措置法」で定める「事業再構築計画」の申請を行い、本日認定を取得いたしました。
- ・ 今回の認定取得により、増資に係る登録免許税の軽減、現物出資に伴う検査役調査の免除の措置等を受けることが可能となりました。

以 上

<お問い合わせ先> (株)ミレニアムリテイリング 広報室 03-6213-7135

